



藤沢市東部汚水処理場建設に関する

基本協定書

藤沢市東部汚水処理場建設計画に関して、藤沢市と新西宮町内会、泉町町内会、伊勢山辺町内会、立石ハイソ自協会で構成する大沼水地区汚水処理場建設反対協議会（以下協議会と略称する）は下記のとおり基本協定を締結する。

第1条 藤沢市は、藤沢市東部汚水処理場建設計画及びそれに関連する下水道計画全体の立案、実施、管理運営全てについて協議会の参加を認める。

第2条 藤沢市は、公害の発生を防止するため、本処理場には<sup>工場</sup>江崎排水を受け入れず、又、本処理場に完全な覆土と完全な臭気対策を行い処理場内で汚泥焼却を行なわないものとし、その他万全の対策を事前に行うものとする。

第3条 藤沢市は、市の西部その他に処理場を作る等の方法で本処理場の規模を必要最小限のものとする。

第4条 藤沢市は横浜市の西部汚水処理場計画が藤沢市民に重大な影響を及ぼすことに鑑み、横浜市との間で協定を締結する等の方法で横浜市に対して、本協定に基づき東部汚水処理場建設計画と同等以上の条件に従うようにさせる。

第5条 大沼水地区の残余土地の利用方法の計画決定について協議会を参加させる。

第6条 藤沢市と協議会は以上の条件を前提として、対等の条件で合同協議会（組織）を設置して、定期的に協議を行うこととする。  
又、協議会の請求ある場合には、随時合同協議会を開くこととする。

第7条 藤沢市は協議会の同意なしには藤沢市東部汚水処理場建設計画に関連する一切の行政手続を行わず、又、同処理場の建設工事に着手しない。

53

以上

昭和53年1月29日

藤沢市長

葉山

俊



大沼水地区汚水処理場建設反対協議会会長